

タイにおける税務の基礎知識 第10回

今回は前回に続きタイ子会社と日本本社間の取引に関して解説をします。前回ご紹介したように管理部門費用については、実際に付け替えるべき金額をどのように算定するかには非常に難しい問題であることと思います。そこで日本の親会社における管理費用を付け替える場合に、具体的にどの様な検討が必要なのか簡単に取りまとめてみました。

内 容

1. 日本本社からタイ子会社等に対して付け替えられる費用について、タイ子会社等の費用として認められるためには、次の要件を備える必要がある。

① タイ事業との関連性:

ここでいうタイ事業との関連性とは、タイ子会社等の事業に直接関連したサポートや役務の提供を言い、タイ子会社等の事業のために日本本社で発生した費用ということとなる。従って、原則としてその因果関係が明確でない費用の付け替えは認められないこととなる。

② タイ事業の利益獲得への貢献度:

この条件が主に問われるのは、試験研究・開発のために要した本社費用が考えられる。現在では生産拠点を海外にシフトさせ、本社ほもつぱら新製品等の研究開発を行っている企業が該当すると思われる。そのような企業にとっては、当該試験研究・開発のコストを精算の現場に負担を求めるはビジネス上は当たり前のことではあるが、タイにおいては、これらに費用をタイ子会社等の損金と認めさせるには、その試験研究・開発がタイ子会社等のために行われており、かつ、その結果がタイ国内での収益獲得に貢献していることが求められる。従って、全社的な試験研究・開発に要した費用を一律にタイ子会社等に負担を求めるのは難しいということとなる。

③ 具体的な配賦基準の決定方法:

タイ子会社等に負担を求める本社費用について、その付け替える費目として考えられるのは、上記②に記述した試験研究等の費用のほかに、営業経費、全社的なシステムのライセンス料、システム管理費用、マネージメントチームによる包括的な管理費用等が考えられる。これらの費用を実際にタイ子会社等に負担を求める場合には、その負担金額の配賦基準が問題となる。以前は、いわゆる海外に関連すると思われる費用を包括し、それに何パーセントかのマージンを乗せる方法、または、月額固定でのマネージメント費用として付け替えているところも多く見られた。しかしながら昨今のタイにおける税務執行の現場においては、このような一律の配賦基準による本社費用の付け替えは否認される傾向にある。したがって具体的にどのような費用をどのような配賦基準をもって付け替えるべきかについて十分な検討を要し、費目ごとに配賦基準を定めておく必要がある。ただしタイにおいては、税務の執行は現場の担当者レベルによってその対応、判断基準にばらつきがあるのが日常であることから、文書化ができていたとしても、議論になることは避けられないということに留意が必要である。

④ 本社固有の費用でないこと:

これはタイ子会社等に付け替える費用の中身の問題であり、付け替え費用の内に本来は本社独自で負担すべきものが含まれてはいけけない。たとえば本社が賃貸ビルである場合の事務所賃料、本社の設備の減価償却費等、本質的には本社固有の費用とされるものが該当することとなる。広い意味で考えれば、これら費用も、間接的にはタイ子会社等の管理等に貢献しているとも考えることもできるが、タイの税務執行においては、これらは本社固有の費用であり、タイ子会社等に対して付け替えることを認めていない。

上述の通り、各費目ごとに付け替えを行うこととなるが、この場合に注意が必要となるのは、費目によってはタイ子会社等が本社へ支払う際に、所得税の源泉徴収義務が生じるものがあるということだ。よって付け替え費用を検討する際には、その内容によってタイにおける源泉徴収の有無、租税条約の適用の有無も含めて考えなければならない。さらにタイにおいては、日本のように税法を運用するにあたっての判断の基準となるべき通達や国税の公式見解が非常に乏しく、また、実務家による解説本もきわめて少ないのが現状である。従って上記の記載した本社費用の付け替えについても、通達の中で、上記のような項目についての記述はあるものの、これらのすべてについて明確な根拠を提示して合理性、妥当性を立証できた場合に損金算入を認めているという程度であり、その合理的とする指針等についての解釈、判断にはばらつきがある。この点を踏まえた上で社内的な基準を整える必要がある。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。